



平成 23 年 8 月 9 日

各 位

会社名 株式会社丸山製作所  
代表者名 代表取締役社長 尾頭 正伸  
(コード番号 6316 東証第1部)  
問合せ先 経理部長 佐藤 達也  
(TEL. 03-3252-2271)

## 株式給付信託（J-E S O P）の導入に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 8 月 9 日開催の取締役会において、「株式給付信託（J-ESOP）」（以下、「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約を「本信託契約」といいます。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を導入することにつき決議いたしましたのでお知らせいたします。

本制度の目的は、当社およびグループ会社従業員のうち、一定の要件を満たす者に対する報酬の一部として当社株式を給付することにより、報酬と当社の株価や業績との連動性をより強め、従業員が株主の皆様と株価上昇による経済的な利益を共有することにより従業員の株価への意識や労働意欲を高め、ひいては中長期的にみて当社グループの企業価値を高めることであります。

また、本制度の導入に伴い、当社は現在保有する自己株式 437,627 株のうち 430,000 株（78 百万円相当）を資産管理サービス信託銀行株式会社（信託口）（本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者）へ一括して処分することを同時に決議いたしました。詳細につきましては、本日付「第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照下さい。

### 1. 導入の背景

当社では、従業員インセンティブプランとして、米国で普及している従業員向け報酬制度の E S O P (Employee Stock Ownership Plan) について導入を検討してまいりました。今般、会社への貢献を従業員が実感できる報酬制度として、現行の退職金制度とは別に、退職時に当社株式を給付しその価値を処遇に反映できる「本制度」を導入することといたしました。

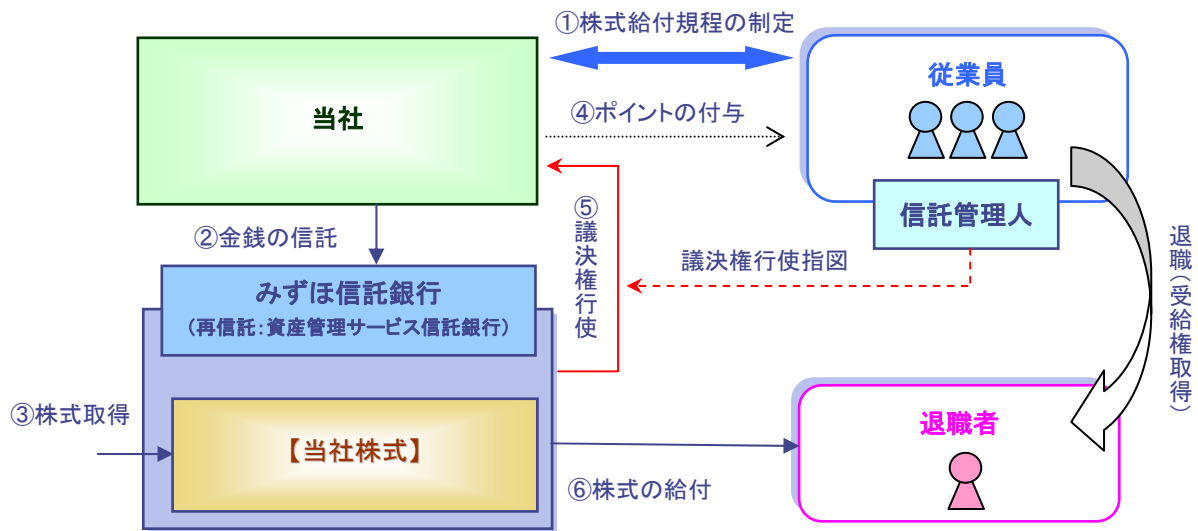
### 2. 本制度の概要

本制度は、あらかじめ定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社およびグループ会社の従業員（管理職員）に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社およびグループ会社は、従業員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、当該従業員の退職時に累積した付与ポイントに相当する当社株式を給付します。退職者等に対し給付する当社株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理いたします。

本制度の導入により、従業員の勤労意欲や株価への関心が高まるほか、優秀な人材の確保にも寄与することが期待されます。

<株式給付信託の概要>



- ① 当社は、本制度の導入に際し株式給付規程を制定します。
- ② 当社は、株式給付規程に基づき従業員に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、信託銀行に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 信託銀行は、信託された金銭により、当社株式を取得します。
- ④ 当社は、株式給付規程に基づいて従業員に対し、貢献度に応じてポイントを付与します。また当社は、ポイントを付与した年度において、付与したポイントに応じて会計上適切に費用処理します。
- ⑤ 信託銀行は信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使します。
- ⑥ 従業員は、退職時等に信託銀行から、累積したポイントに相当する当社株式等の給付を受けます。

### 3. 日程

- (1) 本信託契約の締結日：平成23年 9月2日（予定）
- (2) 金銭を信託する日：平成23年 9月2日（予定）
- (3) 株式給付規程の効力発生日：平成23年10月1日（予定）

### 4. 当社が信託する金額（予定）

95,000,000 円

### 5. 会計上の取扱いについて

本制度に関する会計上の取扱いについては、担当監査法人と検討した結果、信託財産のうち当社株式については自己株式、金銭については現預金として計上（いわゆるオンバランス）することとし、また従業員に付与したポイント相当額をポイント付与年度に費用処理いたします。

以上